

## 第2章 障害福祉サービス等の種類・内容・対象者

### (1) 居宅介護

#### 【サービスの内容】

障害者等につき、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

#### 【対象者】

障害支援区分が区分1以上である者。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）にあつては、下記のいずれにも該当するもの。

- ① 区分2以上に該当していること。
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。
  - (ア)「歩行」 「全面的な支援が必要」
  - (イ)「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
  - (ウ)「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
  - (エ)「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
  - (オ)「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

**Q4** 育児をする親が十分に子どもの世話ができないような障害者である場合の、居宅介護（家事援助）及び重度訪問介護の業務に含まれる「育児支援」にはどのような支援が想定されていますか。

**回答** 育児支援の観点から行う「沐浴や授乳等」であり、具体的には、乳児の健康把握の補助、児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援、保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助を想定しています。その他利用者である親へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除・洗濯・調理、利用者である親の子どもが通院する場合の付き添い及び通園（保育所・幼稚園）する場合の送迎が含まれます。

これらは、利用者である親が本来家庭で行うべき養育を代替するものであり、次の

①～③全てに該当する場合に必要な応じて対象範囲に含めます。

- ①利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合
- ②利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合
- ③他の家族等による支援が受けられない場合

**Q5** 障害児に対して居宅介護を決定する場合とはどのようなときですか。

**回答** ヘルパーの派遣の対象は、重度の障害児の属する家庭であって、障害児又はその家族が障害児の入浴等の介護、家事等の便宜を必要とする場合であり、以下のような場合が想定されます。

- ① 児童が多動（常時の見守りを要する程度）であったり身体が大きいために、入浴時にヘルパーの手伝いが必要。
- ② 概ね中学生年齢以上の児童に対して入浴時に同性介助が望ましい場合。
- ③ 医療的ケアが必要で家族だけでは介助できないために、入浴時にヘルパーの手伝いが必要。
- ④ 医療的ケアが必要な障害児などで、介護を行っている保護者の介護時間を確保するための家事援助（保護者が医療的ケアの必要な障害児を介護している間、代わって買い物等の家事援助を行う場合など）
- ⑤ 保護者自身に障害や疾病があること等により、当該障害児の養育が困難な状態にある場合の介護・家事援助など（手帳・診断書等の確認が必要）
- ⑥ 保護者が毎週通院するため、その数時間の間、障害児の介護を行う場合（要診断書等）
- ⑦ 家庭に障害児が2人おり、保護者が1人を病院や訓練等に連れて行く間、もう1人の介護を居宅で行う場合
- ⑧ 家庭における養育力が欠如している場合（家庭児童相談室が支援に関わっているケースの場合がこれに当たる。支援の一環として居宅介護の支給決定を必要とする場合、支援機関のカンファレンス結果を別途提出（様式集⑩）。

**Q6** 居宅介護サービスの内容について対象とならないサービスとはどんなものですか。

**回答** I 商品の販売・農作業など正業の援助的な行為

II 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為。

- ① 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ② 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ③ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ④ 自家用車の洗車、清掃 等

III 「日常生活の援助」に該当しない行為

- ① ヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為  
草むしり 花木の水やり 犬の散歩等ペットの世話 等
- ② 日常的に行われる家事の範囲を超える行為
  - ・ 家具や電気器具等の移動、修繕、模様替え
  - ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
  - ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り

- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

**Q7** 清潔保持を目的で銭湯・スーパー銭湯に行く時に身体介護で請求はできますか。

**回答** 自宅にお風呂がないかそれに類する状況（故障等）、また自宅にお風呂はあるもののヘルパーが支援をするには十分でない状況がある（以下に具体例を示します）等やむを得ない事由があるときは身体介護で自宅外での入浴支援が可能です。なお、居住地を1か所と定めるため、居住地となりえる他の場所での居宅介護サービスは利用できません。

余暇活動として銭湯・スーパー銭湯で入浴を行うときは移動支援事業の対象となります。その際は実績記録票に「余暇活動」等、目的の記載が必要です。

※居宅内に入浴設備はあるものの支援するには十分ではないと考えられる状況

- 浴室に入るにあたって、利用者が壁・扉などに頭をぶつける等、利用者が怪我をする恐れがある場合。
- 浴室において、座位保持が出来ないような利用者が、壁・扉などに頭をぶつける等怪我をする恐れがある場合。
- 浴室において、越えるのが難しい段差があるなど、利用者に転倒の危険がある場合。
- 浴室が狭く、支援者が安全に支援を行うことが出来ない場合。
- その他、支援を安全に行うことが出来ないとして市において判断された場合。

**Q8** 精神障害者のホームヘルプサービスにおける家事支援の考え方はどうなりますか。また他の障害はどのように考えれば良いですか。

**回答** 国のQ&Aによると「一緒に家事を行うと言っても、ただ傍らに立って見守っているだけであれば家事援助になるだろうし、ヘルパーが利用者に手を添えて家事と一緒にを行うということであれば身体介護とみなすことが可能である」となっています。支給決定においては対象者の状況に十分配慮し、支援目的と照らし合わせてどういう業務（関わり）が中心になるかで判断することとなります。精神障害者以外に行う家事支援は、家事援助とみなします。

**Q9** 精神障害者と一緒に買物に行く場合は身体介護で算定できますか。

**回答** 基本的に買物・外出は身体介護ではありません。精神障害者の場合も、一緒に買物に行く場合であっても家事援助での算定となります。

**Q10** 通院等介助は、医療機関内での支援も算定として認められますか。

**回答** 医療機関内での移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものですが、障害の状態や特性等から院内での支援を必要とする場合は算定対象として認めています。適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等、以下の例が考えられます。

例)・院内の移動に介助が必要な場合

- ・知的、行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・排泄介助を必要とする場合

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能です。

**Q11** 通院等介助が使える対象機関にはどのようなものがありますか。

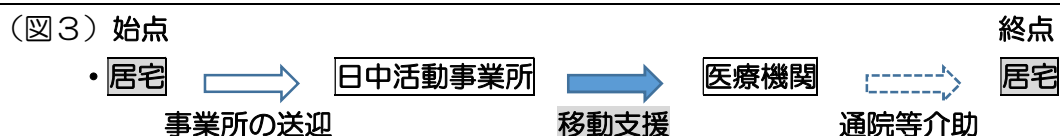
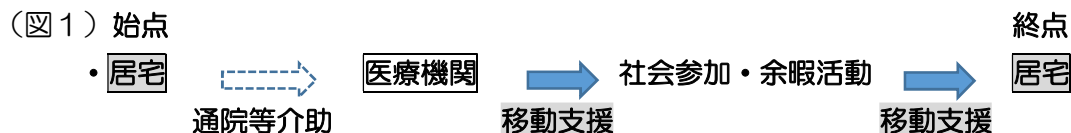
**回答** 医療保険点数（保険治療）で請求可能な医療機関が対象となります。例えば、精神科のデイケアや整骨院・接骨院・鍼灸院（保険治療部分）も保険適用となるので該当しますが、民間療法（施療院、サロン等）は該当しません。また、公的手続又は相談のために官公署を訪れる場合も含まれます。具体的には、国、都道府県、市町村、外国公館の各機関、さらに相談のために指定相談支援事業所を訪れる場合及び相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合も含まれます。

**Q12** 通院等介助の支援では、支援者が運転して通院を行うことができますか。

**回答** 支援者自身が運転する場合、運転中は支援できないので算定できません。なお、支援者が従事する事業所関連の車両を利用する場合は、事故時の対応を考慮してサービス適用はふさわしくありません。タクシーや福祉有償車両は適用可能です。

**Q13** 移動支援事業と通院等介助の併用ができる組み合わせは。

**回答** 居宅介護（通院等介助）は、自宅発着が原則のサービスですが、以下の組み合わせについてのみ例外的に認めています。



**Q14** 同時に2人の居宅介護従事者からサービスの提供を受ける場合の要件は何ですか。

**回答** 利用者の同意を得ている場合であって、次の1～3までのいずれかに該当する場合があります。

- ①障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
- ②自傷他害行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他障害者や家族等の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

事例としては、「体重が重たい利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合」や「エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合」が該当します。また、ヘルパー複数派遣の支給決定は、障害の要件を満たし、事業所及び介護者等からの理由書（次ページ参照）の提出が行われ、市が認めた場合となります。また、2人派遣で決定した時間は原則2人派遣で対応して下さい（急遽ヘルパーが用意できない事態が発生した場合はこの限りではありません）。

**【対象となる障害福祉サービス】**

居宅介護、重度訪問介護、重度訪問介護加算移動、行動援護、同行援護、移動支援

## 「ヘルパー複数派遣にかかる理由書」作成上の留意点

同時に2人の居宅介護等従業者からサービスの提供を受ける場合の要件は以下のとおりです。  
利用者・介護者の同意を得ている場合であって、次の1から3までのいずれかに該当する場合となります。

- 1 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
- 2 自傷他害行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 3 その他障害者等の状況等から判断して、1または2に準ずると認められる場合

事例としては、「体重が重たい利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合」や「エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合」となります。

ヘルパー複数派遣の支給は、障害の要件を満たし、事業所及び介護者等からの理由書提出が行われ、市が認めた場合に決定されます。理由書は作成留意事項を参照のうえ作成し、変更申請書とともに提出が必要です。また、支給決定後のサービス提供は、ヘルパー複数派遣時間分は原則として、2人での介護を行うことが必要となります。

### 作成留意事項

〔事業所提出分〕

- 作成日 事業所所在地 事業所名（印）
- 管理者（施設長）名またはサービス提供責任者名（印）
- 問合せ担当者名と連絡先
- 利用対象者氏名及び生年月日（年齢）・性別
- 障害手帳： 身体障害者手帳：種別○種 総合等級○級 手帳障害名（級）  
療育手帳：A B1 B2 精神保健福祉手帳：1 2 3級  
※申請理由にかかる主たる障害者手帳（写）を添付のこと
- 障害支援区分：区分○
- 生活の場所：□自宅 □GH □入所施設 □その他（ ）
- 複数派遣が必要なサービス
  - 居宅介護（身体介護） □居宅介護（通院等介助） □重度訪問介護
  - 重度訪問介護加算移動 □行動援護 □同行援護 □移動支援
- 利用対象者の身体の状態：身長 体重 四肢・体幹・関節機能
- 障害の状態像（生活面 コミュニケーション面 行動面 その他配慮を要すること）
- 居住事情に起因する介護状況（バリアフリーの状況）
- 複数派遣提供時の具体的支援内容（入浴介助、通院等介助、遠距離の移動等）とその期間
- 介護者・家族の有無とその状況（介護者の年齢・健康状態）

〔本人または  
介護者提出分〕

- 作成者氏名（印）及び利用対象者氏名と続柄
- 利用対象者の状態像（概要）
- 複数派遣が必要となる場面とその期間
- これまでの介護状況

**Q15** 居宅介護の申請をするときには、事前に利用する事業所の確保ができていなければいけませんか。

**回答** 居宅介護は、需要と供給の関係が一定確保されているので、事業所確保の確認は不要です。一方で、生活介護等の通所事業所や行動援護、8日を越える短期入所などの場合は、事業所側の受け入れ体制確保が必要なことから事前の受け入れ調整が必要です。

**Q16** 身内に対して、事業として居宅介護や移動支援事業の提供はできますか。

**回答** 自立支援給付事業では、同居家族（配偶者、2親等以内の親族、2親等以内の姻族）に対する支援は認めていません。一方、地域生活支援事業の移動支援事業については、同居、別居を問わず、家族（配偶者、2親等以内の親族、2親等以内の姻族）に対する支援を認めていません。＊2親等以内の親族・姻族とは、配偶者、子、（義理）両親、（義理）兄弟姉妹、（義理）祖父母などです。

**Q17** 居宅介護の「2時間ルール」とはなんですか。

**回答** 居宅介護（身体介護、家事援助）は、概ね2時間以上の間隔があいた場合（例えば、身体30分—空白2時間30分—身体2時間、家事1時間—空白2時間—家事1時間30分）に、支援が可能です。なお、身体の状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではありません。

## （2）重度訪問介護

### 【サービスの内容】

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」と言う。）に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。

### 【対象者】

障害支援区分4以上（病院等に入院又は入所中のものが利用する場合は区分6以上）であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者。

(ア) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当していること。

(一) 二肢以上に麻痺があること。

(二) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

(イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10

点以上である者（[表2参照](#)）。

ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。

平成18年9月末現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であって、上記の対象者要件に該当しない者のうち、

- ① 障害支援区分が区分3以上で、
- ② 日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を超える者については、当該者の障害支援区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。

なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。

- ① 100分の8.5 区分6に該当する者
- ② 100分の15 (ア)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象となる者。



(表2) 重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票

行動関連 項目	0点			1点		2点	
	日常生活に支障がない			特 定 の 者	会 話 以 外 の 方 法	独 自 の 方 法	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン で き な い
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特 定 の 者	会 話 以 外 の 方 法	独 自 の 方 法	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン で き な い
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要	
異食行動	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要	
多動・行動停止	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要	
不安定な行動	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要	
自らを傷つける行為	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要	
他人を傷つける行為	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要	
不適切な行為	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要	
突発的な行動	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要	
過食・反すう等	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要	
てんかん	年1回以上			月に1回以上		週1回以上	

**Q18** 重度訪問介護の移動加算はどんな場面で使えますか。

**回答** 決まりは特にありません。日常のスーパーでの買物、通院、舞洲スポーツセンター等の余暇活動など、どれにも当てはまります。利用者の希望に沿ったプラン立てが必要です。

**Q19** 重度訪問介護を入院時利用する際、気をつける点はどこですか。

**回答** 病院等に入院・入所する前から重度訪問介護を利用している障害支援区分6の方が対象となります。入院中の利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としますが、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従事者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されています。なお、喀痰吸引等の医療的ケアは支援には入りません。

**Q20** 障害支援区分が区分6で重度訪問介護の決定を持っていますが、地域生活支援事業の入院時コミュニケーション支援事業を併用して利用できますか。

**回答** 重度訪問介護と入院時コミュニケーション支援事業との併用を妨げるものではありません。ただし、重度訪問介護については、在宅での支援に必要なサービス量を決定しています。在宅から入院・入所が変わったことで必要な支給量が大きく変わることは考えにくく、併用の必要性については事情をお聞きした上で慎重に検討させていただきます。

### (3) 同行援護

#### 【サービスの内容】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

#### 【対象者】

同行援護調査アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。

\*障害支援区分の認定を必要としないものとする。

なお、同行援護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。

- ① 100分の20 区分3に該当する者
- ② 100分の40 区分4以上に該当する者
- ③ 100分の25 盲ろう者

**Q21** 同行援護で通院はできますか。通勤、通学、通所は利用できますか。

**回答** 同行援護のサービス内容には通院等介助や宿泊時支援を含み、サービスの始点・終点は居宅以外でも利用可能です。しかし「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」（通勤、通学、通所等）については、利用できません。行動援護も同様の取扱いになります。

#### (4) 行動援護

##### 【サービスの内容】

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

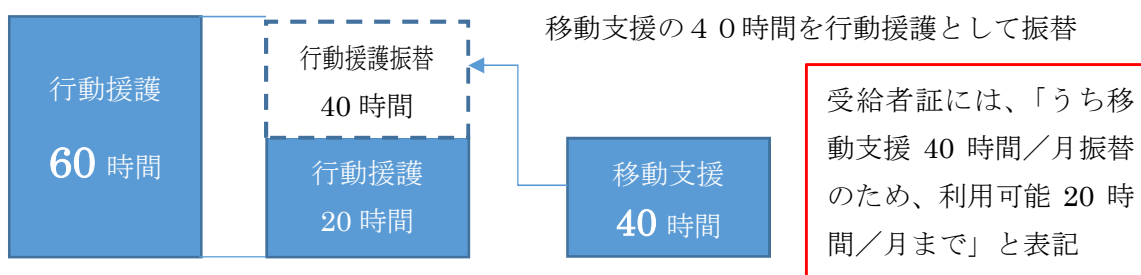
##### 【対象者】

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者。

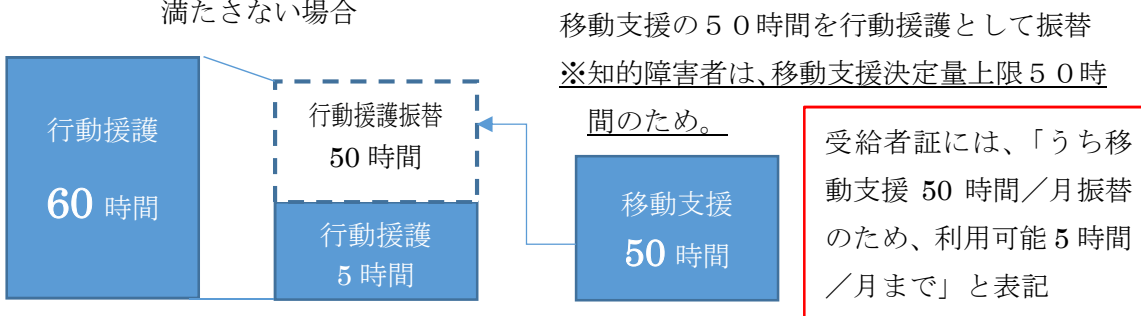
**Q22** 移動支援事業と行動援護は併給支給できますか。

**回答** 行動援護と移動支援の併給は出来ません。どちらかの支給決定しか持つことが出来ません。しかしながら、行動援護従業者数が限られていることからどうしても支給量を満たすことができない場合のみ、残りの時間を移動支援ヘルパーで振り替えて契約をすることは可能です<ケース1>。ただし、移動支援の支給決定基準に基づく支給量を超えての振替はできません<ケース2>。

<ケース1> 行動援護60時間（知的障害者）の決定支給量の場合で40時間支給量満たさない場合



<ケース2> 行動援護60時間（知的障害者）の決定支給量の場合で55時間支給量満たさない場合



## (5) 療養介護

### 【サービスの内容】

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

### 【対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げるもの。

- ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者。
- ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者。

## (6) 生活介護

### 【サービスの内容】

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排泄及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

### 【対象者】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要なものとして次に掲げる者。

- ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者。
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者。
- ③ 障害者支援施設に入所するものであって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者。

### 【留意事項】

重度の身体障害や精神障害等、障害特性等に起因するやむを得ない理由により5時間未満の利用になってしまう利用者について、5時間未満の利用がやむを得ない理由をサービス等利用計画の備考欄等に明記してください。セルフプランにおいても、5時間未満の利用がやむを得ない理由を利用者等に記入してもらってください。

(例)

- ・精神科病院を退院したばかりであり、今後入退院を繰り返さずに済むよう、本人の体調に合わせ、短時間の支援を実施する必要がある。
- ・身体障害による過度の筋緊張のため、一日車椅子を利用することが困難であり、短時間の支援を実施する必要がある。など。

## (7) 短期入所

### 【サービスの内容】

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

### 【対象者】

- ① 障害支援区分の区分1以上である障害者
- ② 障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

**Q23** 基準の支給日数を超える短期入所の利用希望があった時はどのように決定しますか。

**回答** 短期入所の基準日数は8日以内で、1年間の継続した決定をします。8日を超える支給については、利用者、家族、支援者、事業所等からの聴取を踏まえ、必要性を勘案して支給量を決定します。

**Q24** 1年以上、基準の支給日数を超える短期入所の更新を繰り返している場合で引き続き同じ支給量で更新を希望されるときは、どのように決定しますか。

**回答** 1年以上短期入所の更新を繰り返した実績がある場合は申請によって同じ支給量で1年間の決定を可能とします。ただし、更新の際には利用実績の確認を必要とし、利用実績等を勘案した上で、支給決定します。

**Q25** 短期入所を、長期に連続して利用する場合、利用日数に上限はありますか。

**回答** 短期入所を長期に連続して利用する場合は、30日までを限度とします。なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能です。また、年間利用日数については、最初に短期入所を利用した日から起算して1年のうち、半分(180日)を目安にして下さい。

長期におよぶ短期入所(連続30日や年間利用180日)の利用にあっては、計画相談支援の決定が必要となります。利用者にとって生活の維持につながるよう十分に留意する必要があり、計画相談支援専門員が利用者の心身の状況及び本人、家族等の意

向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる時に限り、利用できる場合があります。

**Q26** 入院中に短期入所を体験利用できますか。

**回答** 入院中の短期入所の体験利用はできません。退院すれば利用ができます。  
※グループホームは入院中でも体験利用ができます。

**Q27** 短期入所時、やむを得ない事情で通院が必要となった場合に通院等介助の利用は可能ですか。

**回答** 短期入所中の通院等介助は認められていません。

(8) 重度障害者等包括支援

【サービスの内容】

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するもののうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。

【対象者】

障害支援区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者。

類 型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 <b>I 類型</b>	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 <b>II 類型</b>	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者 <b>III 類型</b>		・強度行動障害 等

## I 類型

- (1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
- (2) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）  
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (3) 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定
- (4) 認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定
- (5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

## II 類型

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
- (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）  
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (4) 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定
- (5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

## III 類型

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者であって
- (2) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
- (3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者。

## (9) 施設入所支援

### 【サービスの内容】

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

### 【対象者】

- ① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者
- ② 自立訓練又は就労移行支援（以下この②において「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの
- ③ 生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者
- ④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者

※ ③又は④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認めて差し支えない。

- ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
- ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
- ・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

※ 障害者支援施設及びのぞみの園が行う施設障害福祉サービス（法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）は、施設入所支援のほか、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型とする。

## (10) 自立訓練（機能訓練）

### 【サービスの内容】

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。



**【対象者】**

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

(11) 自立訓練（生活訓練）

**【サービスの内容】**

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

**【対象者】**

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

(12) 宿泊型自立訓練

**【サービスの内容】**

障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

**【対象者】**

上記（11）の【対象者】に掲げる者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者。

(13) 就労移行支援

**【サービスの内容】**

就労を希望する65歳未満の障害者又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであ

って、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。)であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

**【対象者】**

- ① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者
  - ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者
- ※ ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。

**Q28** 就労移行支援を2年間利用したあと、一度就職しましたが退職しました。再度就労移行支援のサービスを利用することは可能ですか。

**回答** 退職及び離職を証する書類（離職票、雇用保険や健康保険の資格喪失証など）を添えて申請すれば可能です。ただし、就労移行支援事業所による適切なアセスメントがなされている場合に限りです。

**Q29** 就労移行支援の利用を経て、一般就労した後、引き続き就労移行支援を利用できますか。

**回答** 利用することはできません。一般就労した場合には、市へ必ず適時報告をしてください。ただし、利用者の状態によって、就労支援事業所で引き続き訓練を受けながら働くことが、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合や、新たな職種への就職を希望しており、就労移行支援の利用が必要である場合なども考えられます。市が、利用者が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、以下の3点の勘案時効を踏まえ、改めて就労移行支援の利用について、支給決定を行った場合に限り、就職した後も新たに就労移行支援を利用することを可能とします。(参考P11)

**<支給決定を行うにあたり、勘案する事項>**

- ① 就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。
- ② 働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならないか。

③他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か。

**Q30** 大学在学中の卒業年度に、就労移行支援を利用することができますか。

**回答** 大学（4年生大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。以下同じ）在学中の就労移行の利用については、以下の条件をいずれも満たす場合に支給決定し、利用することができます。

- ①大学や地域における就労支援機関等による就職支援の実施が見込めない場合、または困難である場合
- ②大学卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、スクーリングの頻度等から就労移行支援の利用に支障がないもの
- ③本人が就労移行支援の利用を希望し、就労移行支援の利用により効果的かつ確実に就職につなげることが可能であると市が判断した場合

#### (14) 就労継続支援 A 型

##### 【サービスの内容】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

##### 【対象者】

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

##### 【特例】

###### (ア) 特例の考え方

法においては、障害者の一般就労を進める観点から、就労継続支援A型事業を創設し、福祉における雇用の場の拡大をめざしているところである。一方、障害者によっては直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的には雇用関係へ移行することが期待できる者も多いことから、就労継続支援事業A型においては、(イ)の要件により雇用によらない者の利用を可能とし、雇用関係への移行を進める。

(イ) 要件

- ① 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数が10人以上であること。
- ② 雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数が、利用定員の半数及び9人を超えることができないこと。
- ③ 雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分すること（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること）。

(15) 就労継続支援B型

【サービスの内容】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような者が挙げられる。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者（就労継続支援A型、アルバイトも就労経験とみなします）
- ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
- ④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者。

※ ④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、就労継続支援B型の利用を認めて差し支えない。

- ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
- ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者

※ 支給決定期間は、支給決定時に50歳未満のものは1年間、50歳以上のもの

は3年間の決定とする。

**【支援学校卒業後にすぐに就労継続支援B型を利用したい場合の手続き】**

- ①就労移行支援事業者等によるアセスメントを受けることが必要になるので、在学中に就労移行支援事業の申請をし、支給決定を受ける。  
※18歳未満の方で、就労移行支援の支給決定を行うには、児童福祉法63条の2及び第63条の3の規定による通知が必要
- ②就労移行支援事業を利用のうえ、アセスメントを行う。  
※アセスメントの結果、就労面に係る課題等が把握される。
- ③アセスメント結果を元に、卒業後において利用するのは一般就労か就労継続支援B型利用かなどを相談支援事業所や支援学校進路担当と検討する。
- ④検討の結果、就労継続支援B型で進路が決まれば、受け入れ先事業所を決めた上で申請し、就労継続支援B型の支給決定を受ける。

**※1 計画相談支援との関係について**

障害児のサービスを受けている方は、障害児の計画相談支援を受けているので、①の決定を行う際に、就労移行支援の利用についてのサービス利用計画（案）の提出を求めます。

障害児のサービスを受けていない方は、セルフプランで受付可能です。

**※2 在学中の障害支援区分認定申請時期について**

支援学校卒業後の進路について、生活介護など障害支援区分認定の必要な方で、誕生日が遅い等のために進路選択に支障を生じる方については、障害支援区分認定のみ先に決定することが可能です。申請可能時期は、18歳到達年度の4月からとなります。サービス利用期間は翌4月1日での決定となりますが、18歳到達年度の1月～2月に受け入れ先サービス事業所を決定の上、再度申請をしてください。

支援学校の進路担当者にご相談ください。

**Q31** 就労移行支援の支給決定を受けて利用をしないと、アセスメントを受けたことにはなりません。

**回答** 平成 29 年度から、特別支援学校等の高等部等の在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、特別支援学校から本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、就労アセスメントを受けたとみなすことが出来るようになりました（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 平成 29 年 4 月 25 日事務連絡）。  
これに基づき、上記のとおり適切な時期に実習が行われ、学校が、利用者等や相談支援事業所及び就労支援機関等を参集してアセスメントに関する会議を開催し、その検討結果を踏まえてアセスメント結果表（様式集⑩）を提出いただければ、就労アセスメントを受けたとみなします。

#### (16) 就労定着支援

##### 【サービスの内容】

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

##### 【対象者】

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が 6 月を経過した障害者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が 6 月を経過した障害者も含む。）

**Q32** 就労定着支援のサービス利用申請にあたり、どのような書類が必要ですか。

**回答** 通常の事業所に新たに雇用されたことがわかる①雇用契約書の写し（雇用日がわかるもの）、②申請時の直近の給料明細書（現在の雇用状況がわかるもの）が必要です。

#### (17) 自立生活援助

##### 【サービスの内容】

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

## 【対象者】

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、前記【サービスの内容】に記載された支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者  
※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③ 精神科病院に入院していた精神障害者
- ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者
- ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
- ⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者

## (18) 共同生活援助

### 【サービスの内容】

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

### 【対象者】

障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

なお、身体障害者が共同生活援助を利用するに当たっては、

- ① 在宅の障害者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること
- ② 共同生活援助の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としないことに留意されたい。

Q33 グループホームを利用している人が、帰省で実家に戻っている間、移動支援事業や行動援護は利用できますか。

回答 実家も利用者の自宅とみなしますので、支給決定量の範囲内で利用できます。

Q34 グループホーム（施設入所を含む）を利用している障害支援区分1以上の人が、帰省中に居宅介護サービスを利用することは可能ですか。

回答 身体介護及び家事援助の利用が可能です。ただし、支給量限度は、主に入浴支援で身体介護10時間（1回当たり2時間）、家事援助10時間（1回当たり1～1.5時間）です。家事援助は視覚障害者等、身体介護を要しない障害者が対象となります。また、共同生活援助の利用に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護の算定が可能となります。

Q35 グループホームを利用している障害支援区分1以上の人が、居宅介護サービスの通院等介助を利用することは可能ですか。

回答 医師により定期的な通院が必要と判断された場合、国の通知（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課「ケアホームにおける重度障害者への支援等について」平成19年2月16日事務連絡）に基づき、通院等介助が月2回（上限16時間）に限って利用が可能です。申請には医師の指示がわかるもの、例えば、医師の診断書や医師が記載した医師意見書などの書類が必要です。また、医療機関は複数でも可能（医療機関ごとに診断書等が必要）ですが、1回の利用は1医療機関に限られます。

Q36 身体障害者の場合、65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用していることがグループホーム利用の要件ですが、知的障害者・精神障害者についても同様の扱いになりますか。

回答 知的障害者・精神障害者にはそのような要件はありません。原則、介護保険優先となりますが、障害の特性により、グループホームの利用を市が適当と認めた場合は、支給決定します。65歳到達については、第3章「2 介護保険制度との適用関係」[\(P40\)](#)を参照してください。

#### (19) 地域移行支援

##### 【サービスの内容】

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。



### 【対象者】

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者  
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 精神科病院に入院している精神障害者  
※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。
- ③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者
- ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者  
※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。
- ⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

**Q37** 地域移行支援の支給決定期間について教えてください。

**回答** サービスを申請後、80項目の認定調査等を行い、6ヶ月の期間で支給決定します。この期間で十分な効果が得られず、かつ引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能となります。

### (20) 地域定着支援

#### 【サービスの内容】

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

#### 【対象者】

- ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者

- ② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者  
 なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。
- ※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。
- ※ 上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

### 第3章 支給決定に関する運用上の注意

#### 1 非定型の支給量の支給決定

個々の障害のある人の事情によって、支給決定基準に基づく支給量では、実際に必要とするサービスとの間に乖離がある場合は、非定型ケースとして審査会に意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を決定します。審査会にかける際には、利用者や家族、サービス提供事業者、委託相談もしくは相談支援事業所及び障害福祉認定給付課担当職員とでカンファレンスを行い、その必要性及び必要量が資料として必要となります。(様式集⑬-1、⑬-2)

#### 【非定型ケースとして審査に該当する状態像】

- ① 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複したいわゆる重症心身障害の場合
- ② 常時医療的ケアが必要な場合
- ③ 単身又はそれに準ずる状態で家族の介護を全く受けることができず、かつ日中活動系サービスをほとんど利用していない場合
- ④ 65歳を超え、介護保険制度だけではこれまでの生活が維持できないあるいは困難となる場合
- ⑤ 就寝中に排泄、体位変換等の介助が必要な場合
- ⑥ 上記のほか、特に市長が必要と認める場合

**Q38** 非定型ケースの支給量の申請はどのようにすれば良いですか。

**回答** 支給決定基準に基づく支給量（P9 第1章「9 支給決定基準に基づく支給量について」）及び特別加算（P50 第3章「5 特別加算」）を適用してもなお支給量が適当でないと認められる場合、上記の【非定型ケースとして審査に該当する状態像】に該当し、個々の障害の程度や生活実態等を総合的に鑑みて、市が非定型ケースとして審査会に意見を聴き、適切な支給量を決定することが出来ます。  
 まずは、市に相談をした上で、支給量についての変更申請を提出します。  
 次に利用者等を含み、利用者に関わる支援機関及び市担当者が集まり個別支援会議を